



平成 29 年 8 月 30 日

各 位

会 社 名 大 石 産 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 久 保 則 夫  
コ ー ド 番 号 3 9 4 3 福 証  
本 社 所 在 地 北 九 州 市 八 幡 東 区 桃 園 2-7-1  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 田 中 英 雄  
電 話 093-661-6511

## 株式報酬制度導入に伴う第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 30 日開催の取締役会において、取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対する信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）に伴う第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	平成 29 年 9 月 19 日
(2) 処分株式数	普通株式 196,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 920 円
(4) 処分価額の総額	180,320,000 円
(5) 処分予定先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件といたします。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会において、当社の株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の導入を決議し、平成 29 年 6 月 28 日開催の第 71 期定時株主総会において承認可決されました。

本制度の概要につきましては、平成 29 年 5 月 10 日付「取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定される信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては本制度の株式交付規程に基づき、信託期間中に取締役に交付すると見込まれる株式数である 196,000 株としております。その希薄化の規模は平成 29 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 9,328,000 株に対し 2.10%、平成 29 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 7,970 個に対する割合 2.46%となります。（いずれも、小数点第 3 位を四捨五入し、表記しています。）

当社としては、本制度が当社の株式価値と取締役の報酬との連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えております。

### 3. 信託契約の概要

本自己株式処分は、本制度導入のために設定される信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に対して行うものです。

「信託契約の概要」

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 名称       | 役員向け株式交付信託                                    |
| (2) 委託者      | 当社  |
| (3) 受託者      | 三井住友信託銀行株式会社<br>(再信託受託者 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) |
| (4) 受益者      | 当社取締役のうち受益者要件を満たす者                            |
| (5) 信託の種類    | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                            |
| (6) 信託契約日    | 平成 29 年 9 月 19 日（予定）                          |
| (7) 信託の期間    | 平成 29 年 9 月 19 日（予定）～平成 39 年 8 月末日（予定）        |
| (8) 信託の目的    | 株式交付規程に基づき、当社株式を受益者へ交付すること                    |
| (9) 議決権行使の方針 | 信託の期間を通じて、議決権は不行使とします。                        |

### 4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

1 株当たりの処分価額は、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成 29 年 8 月 30 日開催の取締役会決議日の直前営業日である平成 29 年 8 月 29 日の証券会員制法人福岡証券取引所における当社株式の終値である 920 円といたしました。なお、当該価額は、取締役会決議前 1 ヶ月（平成 29 年 7 月 31 日から平成 29 年 8 月 29 日まで）の終値平均である 909 円（円未満切捨）との乖離率 1.21%、同じく 3 ヶ月（平成 29 年 5 月 31 日から平成 29 年 8 月 29 日まで）の終値平均である 900 円（円未満切捨）との乖離率 2.22%、同じく 6 ヶ月（平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 8 月 29 日まで）の終値平均である 895 円（円未満切捨）との乖離率 2.79%となっていることから、当社株式の最近の平均株価からの乖離率を踏まえても合理的な価額となっております。

以上より、処分価額の算定は、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

### 5. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、福岡証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第 2 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上